

平成 25 年度品質管理レビューにおける重点的実施項目

平成 25 年 7 月 12 日
日本公認会計士協会
品質管理委員会

当委員会は平成 25 年度の品質管理レビューに当たり重点的実施項目として、以下の内容を挙げる。従来は、品質管理レビューに関しての全体的な方針等を重点的実施項目としていたが、平成 25 年度は監査事務所における品質管理のシステムの構成の内、特定の部分及び特定の監査手続等を挙げて、個別・具体的な項目を示した。以下に示した項目は、品質管理レビューの往査時において必ず確認し、必要に応じて指導し、周知を図るものである。なお、当該事項に不備があった場合に、それを以て特に加重し、改善勧告事項等とするというものではない。

また、平成 25 年度は、報酬依存度のセーフガードの適用が始まる時期であり、上記の趣旨から特に、「Ⅲ 報酬依存度のセーフガードの適用状況」を加えている。

I 監査事務所としての不正リスク対応基準への対応状況

(不正リスクに対応した監査事務所における品質管理)

平成 25 年 3 月 26 日に「監査における不正リスク対応基準」(以下「基準」という。)が公表され、平成 26 年 3 月決算に係る財務諸表の監査から実施されることとなった。この内、不正リスクに対応した監査事務所の品質管理については、平成 25 年 10 月 1 日から実施されるが、基準の適用初年度という点を考慮し、指導性の観点から採り上げる。基準で挙げられているものは下記の 10 項目である。

- 1 不正リスクに対応した品質管理
- 2 監査契約の新規の締結及び更新における不正リスクの考慮
- 3 不正に関する教育・訓練
- 4 不正リスクに対応した監督及び査閲
- 5 不正リスクに関連して監査事務所内外からもたらされる情報への対処
- 6 不正による重要な虚偽の表示の疑義があると判断した場合等の専門的な見解の問合せ
- 7 不正による重要な虚偽の表示の疑義があると判断された場合の審査
- 8 監査事務所内における監査実施の責任者の間の引継
- 9 監査事務所間の引継
- 10 不正リスクへの対応状況の定期的な検証

II 個別業務におけるクラリティ版報告書への対応状況

平成 24 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の監査から新起草方針に基づく監査基準委員会報告書等(以下「クラリティ版報告書」という。)が適用され、平成 25 年度の品質管

理レビューでは、その対応状況を確認することになる。

平成 25 年 2 月 19 日付けの本会会長の通知（後任監査人へのレビューの早期実施）において採り上げられているように、監査人交代について、後任監査人の品質管理のシステムの確認が、監査の信頼性の観点から求められている。また、近時、子会社の不正会計事例が多くみられるところから、グループ監査チームとして構成単位の監査人の品質管理のシステムを適切に評価し対応を行ったかの確認が求められている。

このため、クラリティ版報告書の内、初年度監査の期首残高（監基報 510）、グループ監査（監基報 600）、及び監査人の交代（監基報 900）の該当する要求事項への対応状況を重点的実施項目として採り上げる。

なお、平成 25 年版レビューツール（QCP400）は、クラリティ版報告書に依っているので、このレビューツールを用いて確認を行う。QCP400 の該当部分は、「4 監査業務の引継」、「5 初年度監査の期首残高の検討」、及び「『6 監査の基本的な方針』及び『14 重要な虚偽表示リスクの識別、評価及びリスク対応』の内の該当箇所」となる。

Ⅲ 報酬依存度のセーフガードの適用状況

平成 23 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から「独立性に関する指針」第 1 部第 222 項（報酬依存度 - 依頼人が大会社等の場合）の規定が適用され、適用日以降 2 期連続して、大会社等である依頼人に対する報酬依存度が 15%を超える場合には、次のいずれかのセーフガードを適用することが求められている。

(1) 監査意見表明前のレビュー

① 会計事務所等の構成員でない会員による監査業務にかかる審査

(2) 監査意見表明後のレビュー

② 会計事務所等の構成員でない会員による監査業務の定期的な検証

③ 協会によるレビュー

平成 25 年度の品質管理レビューでは、以下の点を確認することとする。

1. 上記①、②、又は③のいずれのセーフガードが妥当であるかの検討状況
2. セーフガードの適用に先立ち、依頼人の監査役等に対して、報酬依存度が 15%を超えている旨及び妥当と判断したセーフガードを報告し協議しているか
3. 報酬依存度が 15%を大幅に超えた場合には、監査意見表明後のレビューで独立性を阻害する要因の重要性の程度を許容可能な水準にまで軽減することができるかどうか、また、監査意見表明前のレビューが必要であるかどうかの判断が求められるが、そのような場合における、それらの判断の内容

以 上